

R3 通信添削講座 練習問題 解説

「歯科診療所併用住宅」鉄筋コンクリート造

特別練習問題 その1

■この課題の最重要ポイント

- ✓ まずは3階建てということ
- ✓ 1階が診療所で、2、3階が住宅部分であること
- ✓ 住宅部分にはエレベーターが必要
- ✓ 延べ面積は240m²~290m²

まずはここをおさえてください。ただ、ここを外す受験生はまずいないと思います。面積違反をする人はいるかもしれませんが、その場合、合格の可能性はないと言えます。

■重要な条件

- ✓ 出入口を明確に分離、1階で行き来
- ✓ ルーフテラスを設ける

この条件も必ず守っておきたい条件と言えます。

設計主条件にはこの2つの他に、診療所部分の配置・動線計画についての記述がありますが、この条件は、具体的な条件ではありませんので、あまりこだわりすぎないように注意してください。

ライフステージの変化に対応という条件ですが、これも具体的ではありませんので、あまり考えすぎないようにしたいのですが、1つ注意したいのは、子ども室における特記事項(イ)の条件です。これははきちんとして守っておきたいと言えます。

他に何か将来の変化において対応できるようなプランができましたら、それは、計画の要点に書けると言えます。

また、計画の要点については、地域に親しみをもちてもらえるような計画や身体障がい者の利用に配慮した計画ができれば、それについて記述するといいでしよう。

■要チェック法令関係

- ✓ 3階建てなので、敷地内通路
- ✓ 3階建てなので、代替出入口
- ✓ 3階建てなので、防火区画(竪穴)
- ✓ 準防火地域なので、延焼のおそれのある部分
- ✓ 建蔽率(60%なので151.2m²まで)
- ✓ 容積率(200%なので504m²まで)
- ✓ 斜線制限(隣地・道路)

防火区画についてですが、3階建てなので、竪穴区画が原則必要になってきます。階段部分とエレベーター部分です。ただし、住宅部分の面積を200m²以下とし、診療所部分と防火区画を行なえば、この竪穴区画は緩和されます。

なので、特に条件がなければ、住宅部分と診療所部分を区画(間の壁をコンクリート壁とし、行き来する扉は防火扉)し、竪穴部分については、いつも通り(区画なし)作図してください。

住宅部分が200m²を超えてしまう場合は、診療所と区画したところで、竪穴区画は必要になってきます。ただ、この問題においては、おそらく200m²は超えないと思います。

次に、条件がある場合です。この問題においては、竪穴区画をしなさいと書かれてあります。したがって、階段とエレベーターについては、区画をする必要があります。この場合は、住宅部分と診療所部分は、区画する必要はなくなってきます。行き来する部分の扉は、防火戸である必要はありません。

(階段の区画の方法は、6ページを参照してください。)

法規関係の条件については、程度によって減点の大きさは様々です。ただ、軽い減点でも受けるより受けない方がベターと言えますので、今のうちにきちんと理解をしておいてください。

■プランニングの要点

プランニングにおいては、まずは、求められている要求室を指定されている設置階に計画するということと、求められている屋外施設を計画すること（＝未計画になっていないこと）が重要です。これは確実にこなっておきたいところです。

次におさえたいのは、特記事項を守ることです。

この特記事項については、もちろん全て守っていただきたいですが、特記事項については、減点の範囲なので、守られていない条件があっても合格の可能性はあります。実際、過去の合格者の中でも多くの方が何かしらの条件違反をしています。なので、目標時間をオーバーしそうな場合は、その時間を超えてまで守る必要はありません。完成させることを優先することが戦略において重要です。

結論としては、目標のエスキース時間を考え、守れる条件は守り、守られない条件は、妥協するようにしてください。時間が無い場合においては、余計なこだわりや欲を出さないようにしましょう。

（妥協の仕方は、なるべく減点が少なくなることを考えてください。）

その他プランニングにおいて注意しておきたい点は、先入観や固定観念を持っていないかです。それと、読み落としている条件もあるかもしれませんので、チェックは入念に行なってください。

（どれだけプランニング不得意な人でも、チェックをすることはできるはずです。）

■作図のポイント

作図において一番大事なのは、時間内に完成させることです。（描き漏れは未完成ではなく減点の範囲です）全ての図面、建物として成立しているようにしてください。

その次に大事なのは、構造的に重大なミス（柱や梁が抜けていたり階によって位置が違っていたりなど、また、階段やエレベーターの位置が違うなど）を犯していないかです。大きな構造違反、これも減点では済みません。

次に、立面図を描く面、断面図や詳細図の切断位置などが間違っていないかです。立面図は、南面以外の場合は注意が必要です。また、断面図においては、南北方向、もしくは東西方向など、指定がされている場合は必ず守るようにしてください。

最後に、特記事項が守られているかどうか、図面同士の不整合がないかどうか。となってきます。この辺りは、ほぼ全ての受験生が減点を受けるところになります。その減点の数や大きさによって合否が分かってきますので、できるだけ少なくなるように心がけてください。

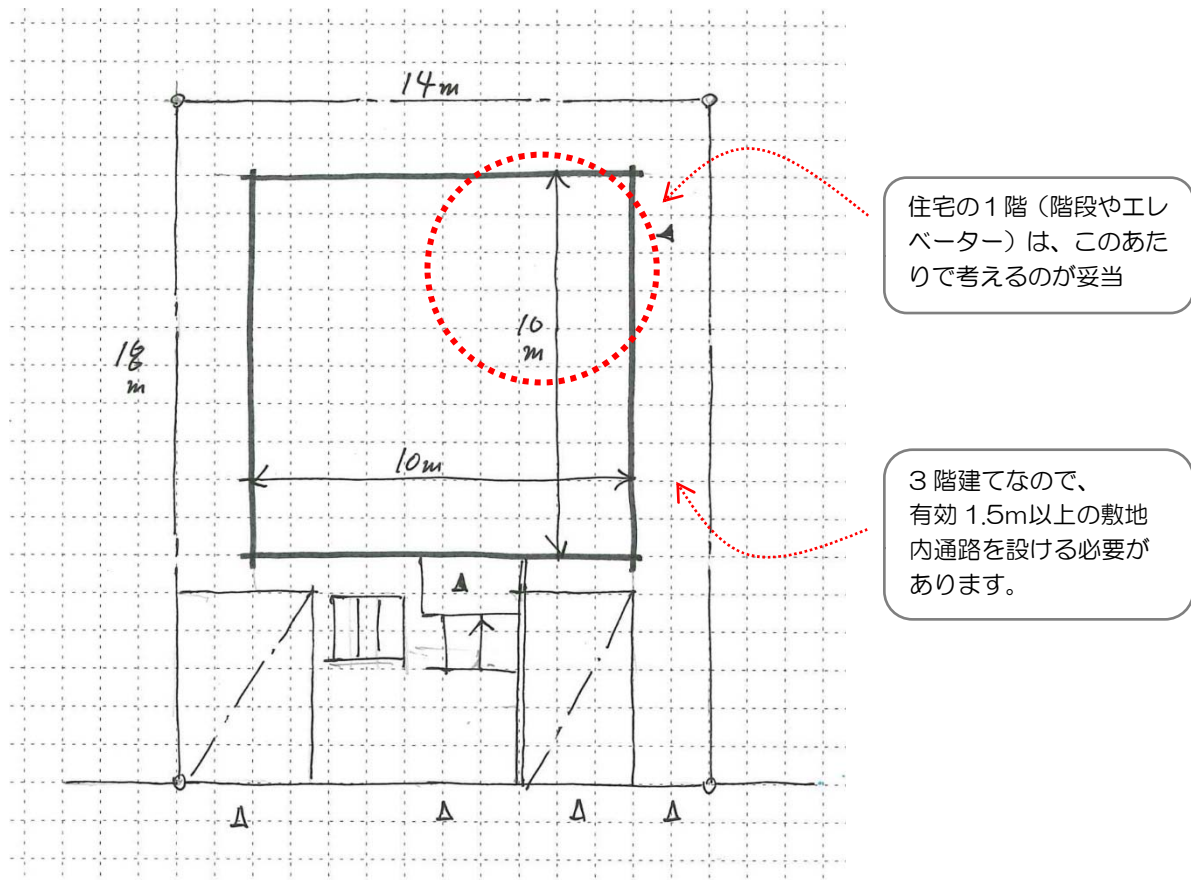
ここまでのことが問題なければ、図面の印象をよくするために、特記事項で求められていないものを記入しても構いません。

ちなみにですが、延焼のおそれのある部分の外壁に設ける開口部は、法規上防火設備とする必要がありますが、それを図面に記載する必要はありませんでした。

なぜ記入しなくてよいか、わかりましたでしょうか。

■計画可能範囲とアプローチ

問題条件を確認しましたら、まずは、計画可能範囲を確認します。



隣地境界線（北、西、東）については、2mもしくは1mの空きを確保します。ただし、住宅のアプローチとなる場合は、敷地内通路として有効 1.5mの通路が必要となりますので、空き寸法は2mを確保するようにします。

道路境界線（南）については、求められている屋外施設が確保できるように考えておきます。上図では、6mを取っていますが、6mあれば問題ないです。建物を1m大きくしたい場合は、南側の空きを5mとしてもいいですが、その前に北側の2mを1mに詰めることを考えてください。

アプローチについては、診療所部分のアプローチを優先させます。概ね、接道部分の真ん中で考えてください。住宅部分のアプローチは東側か西側でOKです。（玄関は、東面か西面で考えてください。道路から見て反対側となる北面は好ましくありません。）

敷地の間口がそれほど広くないことと、住宅部分の階段やエレベーターは、居室の南面を優先させるため、北側に設けることなどを考えると、住宅の玄関位置は南側ではなく、やや北側の奥まった位置になることが想定できます。そのため、住宅のアプローチは、建物の東側か西側を通ることになりそうです。

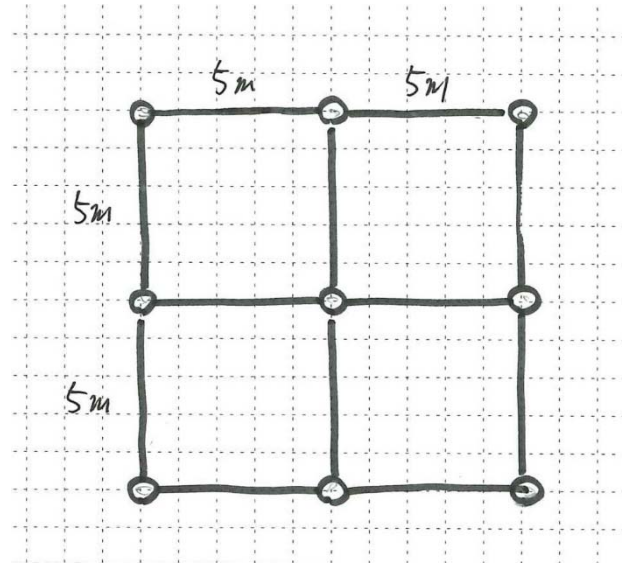
■柱の配置・スパン

計画可能範囲より、考えられそうな柱配置を想定します。1つではなく、いくつか考えてみるのが理想です。ただ今回の場合は、それほどバリエーションはないかもしれません。

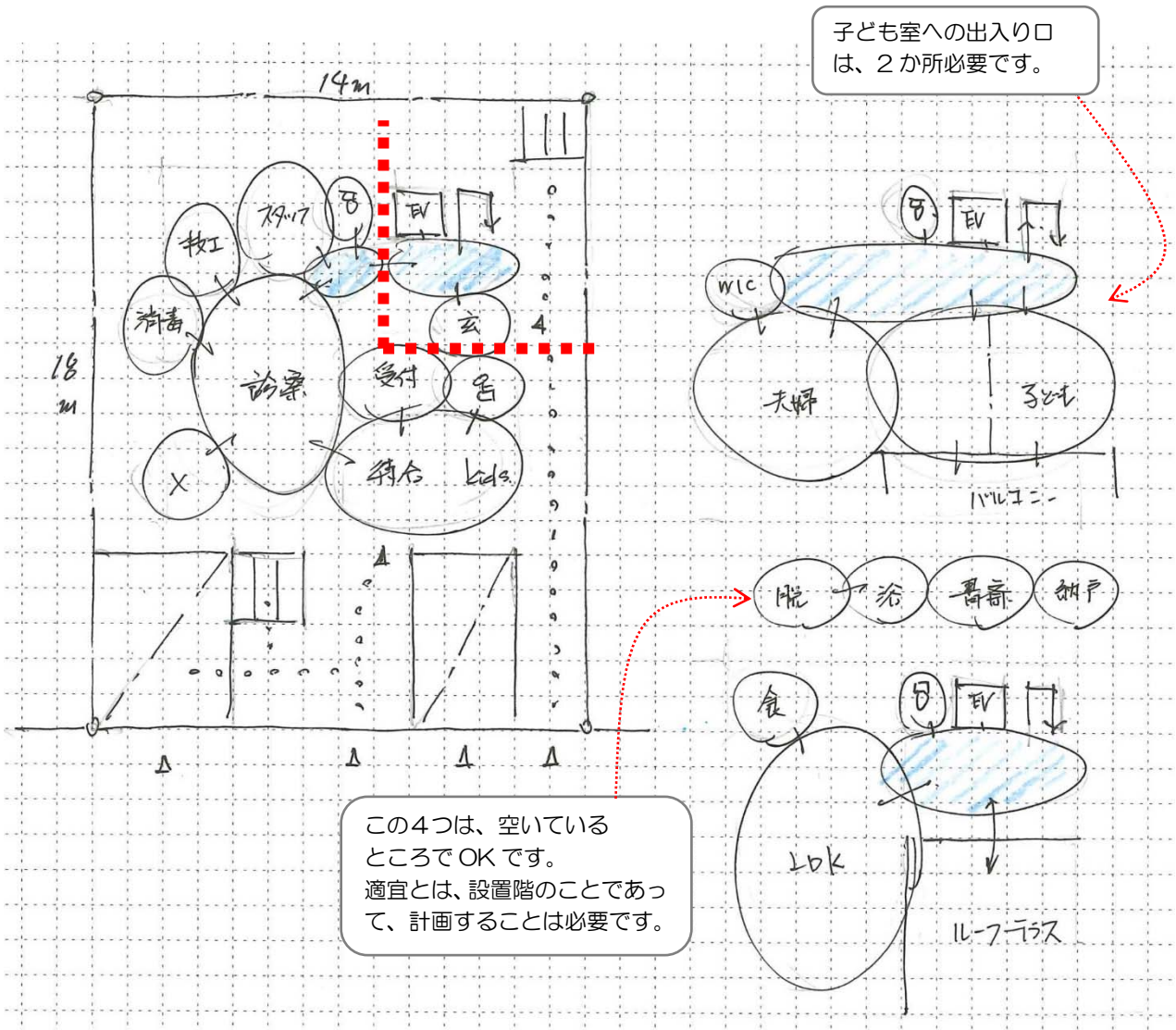
$10m \times 10m = 100m^2$

$100m^2 \times 3$ - バルコニーとテラス

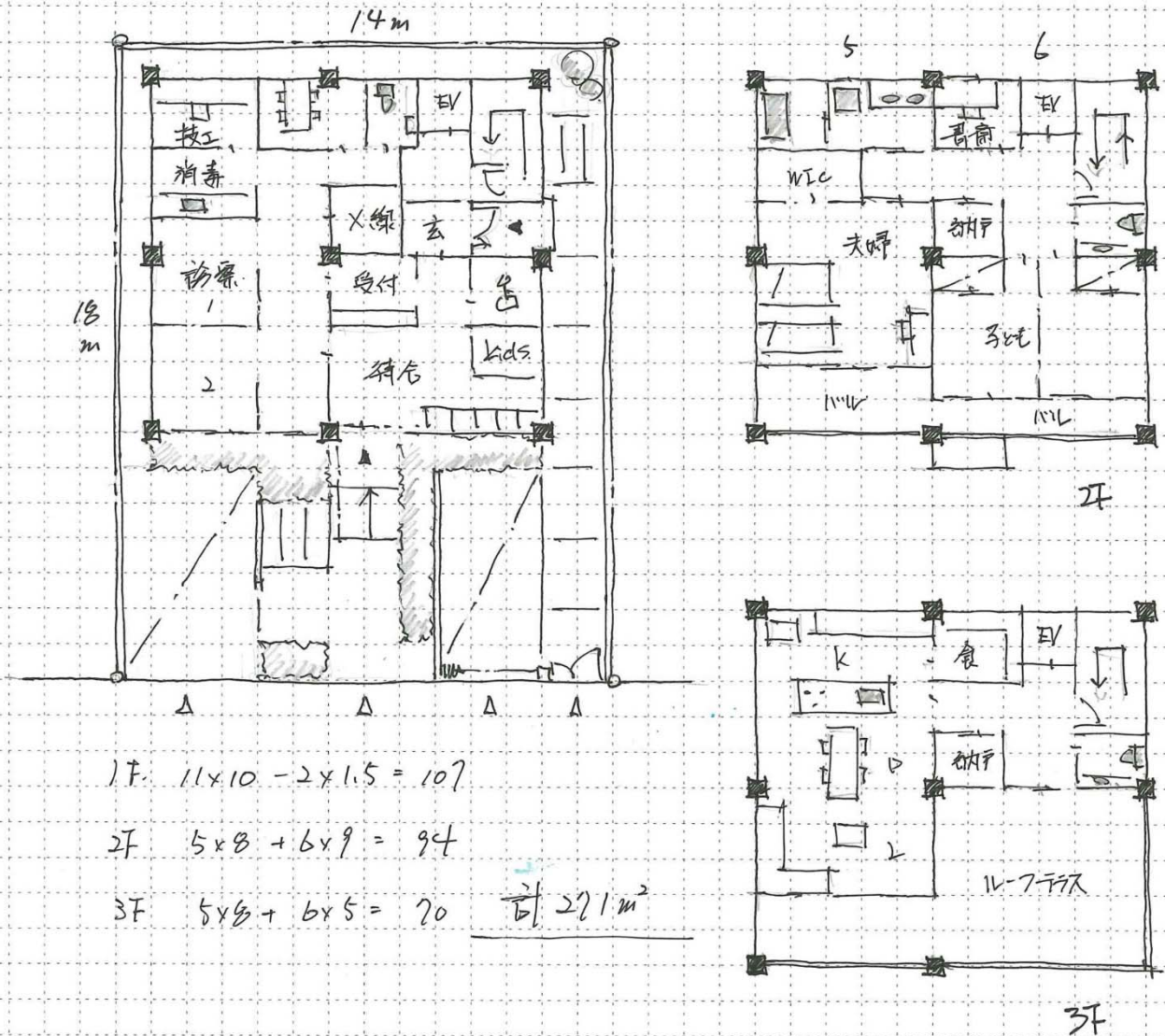
概ね、こんな感じで要求面積の範囲内に納まりそうです。バルコニーとテラスの面積によっては、あと1mくらいスパンを大きくしても大丈夫かもしれません。



■機能図(動線図)



■プランニング



診療所への行き来は、スタッフ室とスタッフ用の便所があるところでもよかったのですが、待合室としています。診療所が下足利用ということと、それほど大きな歯科診療所ではないので、この位置でも問題はないでしょう。

バルコニーが必要以上に設けられています。スパンを少し大きめに設定し、バルコニーで面積の調整をしています。こうするとプランニングがしやすくなりますので、是非覚えておいてください。

計画の要点については、車いす使用者の方のために、診察ブースを広めに計画したこと、アプローチを単純で分かりやすい動線にしたこと、診察動線を短くしたこと、スタッフが利用する室はまとめてゾーニングしたことなどが記述できると思います。住宅部分においては、居室の日照・通風、便所は各階に配置、洗面脱衣室は、寝室と同じ階に計画したこと、ルーフテラスは日当たりのよい位置に計画したことなどが工夫した点として挙げることができます。

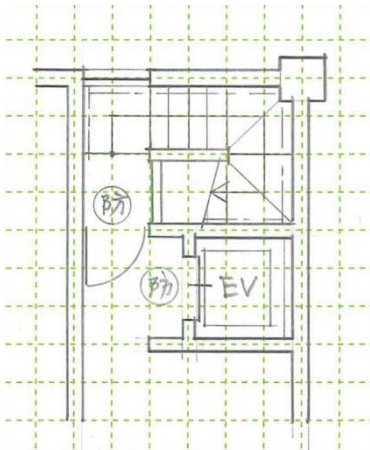
■ 縦穴区画

問題条件により、縦穴部分（階段とエレベーター）は防火区画を行なう必要があります。

エレベーターについては、その扉を防火設備としてください。エレベーター扉の前に(防)を記入すればOKです。階段においては、扉を設け、階段室とする必要があります。

※縦穴区画は、問題条件により、必要になる場合に記入するようにしてください。原則、3階建てには必要ですが、住宅部分が200m²以下で、診療所部分と防火区画している場合は緩和されますので不要です。

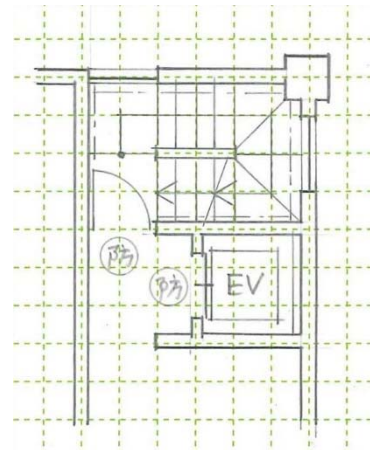
縦穴区画を表現することは、可能性としては低いと考えられます。



1階平面図

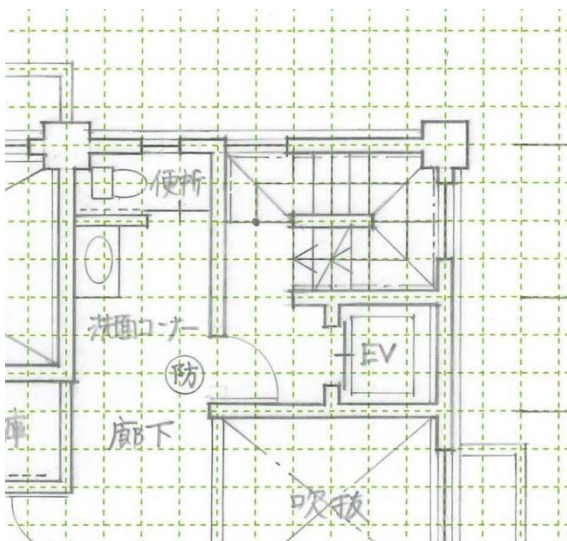
1階は避難階となりますので、階段室から建物出入口に向かう方向に扉が開くようにします。

エレベーターについては、全ての階について、扉の前に(防)の記入をしてください。



2階・3階平面図

避難階以外の階については、階段を使って避難することになりますので、階段室の内側に扉が開くようにします。



階段部分とエレベーターを一緒に区画することも可能です。この場合も扉の開く向きは避難をする方向です。1階は外側で、2、3階は内側です

2ページ最後の防火設備の記入の件ですが、記入しなくてもよいと問題用紙に書かれているから。です。

気が付かなかった人は、本番でもその可能性がありますので注意してください。